

## 奈良県告示第六号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二十四条第一項の規定により、林業労働力確保支援センターの指定を次のとおり取り消した。

平成二十九年四月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 1 取消年月日 平成二十九年三月三十一日
- 2 名称 公益財団法人奈良県林業基金
- 3 住所 奈良市高畑町一一一六番地の六
- 4 事務所の所在地 奈良市高畑町一一一六番地の六